診療所における病床の設置について

1. 制度の概要

○ 医療法第7条第3項の規定により、診療所に病床を設置する場合にはあらかじめ許可を受ける必要があるが、厚生労働省令で定める場合(医療法施行規則第1条の14第7項)については除かれており、許可を受けないで診療所に病床を設けた者は、医療法施行令第3条の3の規定により病床数等の事項を届け出なければならない。

(以下条文を一部抜粋)

- ・ 医療法施行規則第1条の14第7項 法第7条第3項に規定する厚生労働省で定める場合は・・・
- ・ 医療法施行規則第1条の14第7項第2号
 - ・・・<u>知事が都道府県医療審議会の意見を聴いて</u>・・・<u>周産期医療</u>・・<u>が提供されるため必要な診療所として認められるもの</u>に療養病床等(前号で等は(又は一般病床)を設けようとするとき

2. 北海道における病床設置要件(一部抜粋)

届出による一般病床又は療養病床の設置が可能な診療所の基準

医療法第7条第3項、医療法施行令第3条の3及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に掲げる規定に基づき、北海道医療審議会の意見を聴き、北海道知事が認める診療所(届出による一般病床又は療養病床の設置が可能な診療所)の基準は次の(1)アからキ又は(2)のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所とする。

- (1) 略
- (2) へき地の医療、小児医療、<u>周産期医療</u>、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

3. 今後の流れ

開設者から当調整会議に提出された病院開設等計画書の内容が地域の医療需要へ対応するために必要か協議を行い、その協議結果を<u>北海道保健福祉部へ報告。</u> 医療審議会の審議を経て、必要な診療所として知事が認めた場合、届出による病床の設置が可能となる。

地域医療構想調整会議の進め方について

既存病床数と基準病床数等の関係性に関わらず、全ての地域において、都道府県知事が、病床設置が届け出により可能となる有床診療所として適当であるか否かについて判断する際には、都道府県医療審議会の意見を聴く前に、予め、地域医療構想調整会議の協議を経ること。

(平成30年3月27日付け医政地発0327第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)